

関東運輸局プレスリリース

令和8年2月13日

令和8年3月16日より東京都多摩地区、神奈川県京浜地区及び相模・鎌倉地区、埼玉県、千葉県、群馬県のタクシー運賃が変わります。

～タクシーの運賃改定について～

昨年6月以降タクシーの運賃改定要請が行われておりました、東京都多摩地区、神奈川県京浜地区及び相模・鎌倉地区、埼玉南部地区及び埼玉北部地区、千葉地区、群馬地区（旧群馬県A地区及び旧群馬県B地区）について、2月13日付けで新たな運賃を公示しましたのでお知らせします。

今回の運賃の変更により、物価高騰に対応するとともに、タクシー運転者の労働環境の改善・人材確保を図ることとしております。

なお、千葉地区は、これまで旧千葉県A地区と旧千葉県B地区でそれぞれ異なる運賃が適用されておりましたが、今回の運賃の変更により一本化しました。

また、群馬地区は、今回の運賃の変更後も従前の運賃適用地域（群馬県A地区、群馬県B地区）ごとに異なる運賃が適用されます。

1. 新運賃の概要（普通車上限運賃の場合）

運賃ブロック	運賃改定率	現 行				改 正			
		初乗運賃		加算運賃		初乗運賃		加算運賃	
多摩地区	10.36%	1.091 km	500 円	233 m	100 円	1.0 km	500 円	211 m	100 円
京浜地区	11.03%	1.091 km	500 円	239 m	100 円	1.0 km	500 円	214 m	100 円
相模・鎌倉地区	10.33%	1.091 km	500 円	247 m	100 円	1.0 km	500 円	223 m	100 円
埼玉南部地区	10.25%	1.121 km	500 円	236 m	100 円	1.027 km	500 円	213 m	100 円
埼玉北部地区	10.77%	1.031 km	500 円	259 m	100 円	0.941 km	500 円	233 m	100 円
千葉地区	10.00%	/				1.06 km 500 円 221 m 100 円			
旧千葉県A地区		1.155 km	500 円	239 m	100 円				
旧千葉県B地区		1.155 km	500 円	244 m	100 円				
群馬地区 (旧群馬県A地区)	11.36%	1.357 km	600 円	268 m	100 円	1.237 km	600 円	239 m	100 円
群馬地区 (旧群馬県B地区)	11.12%	1.219 km	600 円	210 m	100 円	1.1 km	600 円	189 m	100 円

運賃表は、別紙1-1～別紙1-8のとおり

2. 運賃適用地域
別添1のとおり
3. 所要増収率の算定根拠
別添2-1～別添2-8のとおり
4. 実施時期
令和8年3月16日(月)

連絡先 関東運輸局自動車交通部 旅客第二課 生田・佐藤
電話：045-211-7246(直通)・FAX：045-201-8802

(配布先) 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、
埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、
関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)

群馬地区(旧群馬県A地区) 運賃表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.237km	加算運賃		
A (上限運賃)	690 円	209 m	100 円	1 分 15 秒 100 円
B 運賃	680 円	212 m	100 円	1 分 20 秒 100 円
C 運賃	670 円	215 m	100 円	1 分 20 秒 100 円
D 運賃	660 円	219 m	100 円	1 分 20 秒 100 円
下限運賃	650 円	222 m	100 円	1 分 20 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,600 円	30 分 4,600 円
B 運賃	4,530 円	30 分 4,530 円
C 運賃	4,470 円	30 分 4,470 円
D 運賃	4,400 円	30 分 4,400 円
下限運賃	4,330 円	30 分 4,330 円

2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.237km	加算運賃		
A (上限運賃)	650 円	222 m	100 円	1 分 20 秒 100 円
B 運賃	640 円	225 m	100 円	1 分 25 秒 100 円
C 運賃	630 円	229 m	100 円	1 分 25 秒 100 円
下限運賃	620 円	233 m	100 円	1 分 25 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,320 円	30 分 4,320 円
B 運賃	4,250 円	30 分 4,250 円
C 運賃	4,190 円	30 分 4,190 円
下限運賃	4,120 円	30 分 4,120 円

3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.237km	加算運賃		
A (上限運賃)	600 円	239 m	100 円	1 分 30 秒 100 円
B 運賃	590 円	243 m	100 円	1 分 30 秒 100 円
C 運賃	580 円	247 m	100 円	1 分 30 秒 100 円
下限運賃	570 円	252 m	100 円	1 分 35 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,040 円	30 分 4,040 円
B 運賃	3,970 円	30 分 3,970 円
C 運賃	3,910 円	30 分 3,910 円
下限運賃	3,840 円	30 分 3,840 円

群馬地区(旧群馬県B地区) 運賃表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃				
	初乗運賃 1.1km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃			
A(上限運賃)	690円	163m	100円	1分0秒	100円	A(上限運賃)	5,670円	30分	5,670円
B運賃	680円	165m	100円	1分0秒	100円	B運賃	5,590円	30分	5,590円
下限運賃	670円	168m	100円	1分0秒	100円	下限運賃	5,510円	30分	5,510円

2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃				
	初乗運賃 1.1km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃			
A(上限運賃)	650円	173m	100円	1分5秒	100円	A(上限運賃)	5,100円	30分	5,100円
B運賃	640円	176m	100円	1分5秒	100円	B運賃	5,020円	30分	5,020円
下限運賃	630円	178m	100円	1分5秒	100円	下限運賃	4,940円	30分	4,940円

3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃				
	初乗運賃 1.1km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃			
A(上限運賃)	600円	189m	100円	1分10秒	100円	A(上限運賃)	4,670円	30分	4,670円
B運賃	590円	192m	100円	1分10秒	100円	B運賃	4,590円	30分	4,590円
下限運賃	580円	196m	100円	1分15秒	100円	下限運賃	4,510円	30分	4,510円

別添1

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
多摩地区	北多摩交通圏	立川市、府中市、国立市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、小平市、西東京市、昭島市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市及び東久留米市
	南多摩交通圏	八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市
	西多摩交通圏	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村
京浜地区	京浜交通圏	横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市
相模・鎌倉地区	県央交通圏	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、高座郡寒川町、中郡大磯町、二宮町、愛甲郡愛川町、清川村及び足柄上郡中井町
	湘南交通圏	鎌倉市、逗子市及び三浦郡葉山町
埼玉南部地区	県南中央交通圏	川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡伊奈町
	県南東部交通圏	春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、加須市(ただし、平成22年3月23日に編入された旧北埼玉郡北川辺町及び大利根町の区域に限る。)、白岡市、南埼玉郡宮代町及び北葛飾郡杉戸町、松伏町
	県南西部交通圏	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、毛呂山町、越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町及び秩父郡東秩父村
埼玉北部地区	県北交通圏	熊谷市、行田市、加須市(ただし、平成22年3月23日に編入された旧北埼玉郡北川辺町及び大利根町の区域を除く。)、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡美里町、上里町及び大里郡寄居町
	秩父交通圏	秩父市及び秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
千葉地区	京葉交通圏	市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市及び浦安市
	東葛交通圏	松戸市、柏市、流山市、野田市及び我孫子市
	千葉交通圏	千葉市及び四街道市
	北総交通圏	佐倉市、成田市、香取市、八街市、印西市、富里市、白井市、印旛郡酒々井町、栄町、香取郡多古町、神崎町、東庄町及び山武郡芝山町
	東総交通圏	銚子市、匝瑳市及び旭市
	山武・東金交通圏	東金市、山武市、大網白里市及び山武郡九十九里町、横芝光町
	市原交通圏	市原市
	外房交通圏	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村及び夷隅郡御宿町、大多喜町
南房交通圏	木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市、鴨川市、館山市、南房総市及び安房郡鋸南町	
群馬地区 (旧群馬県A地区)	東毛交通圏	太田市、館林市、桐生市、みどり市及び邑楽郡大泉町、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町
	中・西毛交通圏	前橋市、高崎市、伊勢崎市、佐波郡玉村町、安中市、富岡市、藤岡市、北群馬郡吉岡町、榛東村、多野郡神流町、上野村、甘楽郡甘楽町、下仁田町、南牧村及び埼玉県児玉郡神川町
群馬地区 (旧群馬県B地区)	沼田・利根交通圏	沼田市、みなかみ町及び利根郡川場村、昭和村、片品村
	渋川・吾妻交通圏	渋川市及び吾妻郡東吾妻町、高山村、中之条町、長野原町、草津町、嬭恋村

別添2-7

所要増収率の算定根拠【群馬地区(旧群馬県A地区)】

原価計算対象事業者 12社

(単位:千円)

項目	年度		令和6年度 実績		平年度 査定		平年度 改定後	
	金額	構成比	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	2,124,535	97.0%	2,465,942	97.4%	2,465,942	97.4%	2,746,087	97.7%
運送雑収	936	0.0%	936	0.0%	936	0.0%	936	0.0%
営業外収益	64,336	2.9%	64,336	2.5%	64,336	2.5%	64,336	2.3%
計	2,189,807	100.0%	2,531,214	100.0%	2,531,214	100.0%	2,811,359	100.0%
人件費計	1,376,800	59.8%	1,734,020	61.7%	1,734,020	61.7%	1,734,020	61.7%
運転者人件費	1,274,657	55.4%	1,629,120	58.0%	1,629,120	58.0%	1,629,120	58.0%
その他人件費	102,143	4.4%	104,900	3.7%	104,900	3.7%	104,900	3.7%
燃料油脂費	146,198	6.4%	196,562	7.0%	196,562	7.0%	196,562	7.0%
車両修繕費	50,344	2.2%	62,239	2.2%	62,239	2.2%	62,239	2.2%
車両償却費	26,089	1.1%	30,648	1.1%	30,648	1.1%	30,648	1.1%
その他運送費	322,911	14.0%	376,650	13.4%	376,650	13.4%	376,650	13.4%
一般管理費	239,056	10.4%	268,606	9.6%	268,606	9.6%	268,606	9.6%
営業外費用	32,804	1.4%	35,710	1.3%	35,710	1.3%	35,710	1.3%
小計	2,194,202	95.4%	2,704,434	96.2%	2,704,434	96.2%	2,704,434	96.2%
適正利潤	106,925	4.7%	106,925	3.8%	106,925	3.8%	106,925	3.8%
運送原価(計)	2,301,127	100.0%	2,811,359	100.0%	2,811,359	100.0%	2,811,359	100.0%
利潤込収支差	△ 111,320		△ 280,145		△ 280,145		0	
利潤込収支率	95.16%		90.04%		90.04%		100.00%	
所要増収額			280,145		280,145			
所要増収率(改定率)			11.36%		11.36%			

別添2-8

所要増収率の算定根拠【群馬地区(旧群馬県B地区)】

(単位:千円)

年度 項目	令和6年度 実績		平年度 査定		平年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	715,082	98.8%	813,288	98.9%	903,737	99.0%
運送雑収	18	0.0%	18	0.0%	18	0.0%
営業外収益	9,029	1.3%	9,029	1.1%	9,029	1.0%
計	724,129	100.0%	822,335	100.0%	912,784	100.0%
人件費計	402,555	52.5%	497,181	54.5%	497,181	54.5%
運転者人件費	377,911	49.3%	471,871	51.7%	471,871	51.7%
その他人件費	24,644	3.2%	25,310	2.8%	25,310	2.8%
燃料油脂費	58,469	7.6%	71,276	7.8%	71,276	7.8%
車両修繕費	26,522	3.5%	32,100	3.5%	32,100	3.5%
車両償却費	12,023	1.6%	13,741	1.5%	13,741	1.5%
その他運送費	99,238	13.0%	116,956	12.8%	116,956	12.8%
一般管理費	94,493	12.3%	108,144	11.9%	108,144	11.9%
営業外費用	5,466	0.7%	5,721	0.6%	5,721	0.6%
小計	698,766	91.2%	845,119	92.6%	845,119	92.6%
適正利潤	67,665	8.8%	67,665	7.4%	67,665	7.4%
運送原価(計)	766,431	100.0%	912,784	100.0%	912,784	100.0%
利潤込収支差	△ 42,302		△ 90,449		0	
利潤込収支率	94.48%		90.09%		100.00%	
所要増収額			90,449			
所要増収率(改定率)			11.12%			